

請 書

収 入

印 紙

調達要求番号

1 工 事 名

2 請負金額 ￥

(うち消費税及び地方消費税額 ￥)

3 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

上記の工事をお請けするについては、次の条項に従い履行いたします。

- 第1条 頭書の工期内に本工事の完成を厳守する。
- 第2条 工事が完成し引き渡すときは、契約担当官等の検査に合格したものに限る。
- 第3条 工事の施工及び現場内の取り締まりに関しては、全て貴官の指揮監督に従うものとする。
- 第4条 工事に使用する材料は全て使用以前にその検査を受け合格したものでなければならない。ただし、検査の結果不合格と決定した材料は遅滞なく引き取らなければならない。
- 第5条 水中又は地下に埋没する工事その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、特に貴官の立会いを得て施行する。
- 第6条 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴官が図面又は仕様書に基づく改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このため請負代金を増額又は工期を延長することができない。
- 第7条 次に掲げる事項の1つに該当するときは、この契約を解除することができる。
1. 第9条及び第10条以外の事由により頭書の工期内に本工事が完成しないとき。
2. 完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- 第8条 前条の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金の10/100に相当する違約金を支払わなければならない。
- 第9条 天災地変その他請負人の責めに帰することができない理由によって、頭書の工期内に完成の見込みがなく、延期しなければならないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。この場合その請求が正当と認められるときは、第10条の遅滞料を免除することができる。
- 第10条 前条以外の理由によって頭書の工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。この場合において履行期限後に完成する見込みがあるときは、契約担当官等の承認を受けて特に遅滞料を支払い、延期の期間を明らかにして履行することができる。ただし、遅滞料は請負代金に対して期限の翌日から起算して、遅滞日数ごとに年3.4%を乗じて計算した額とする。
- 第11条 支払いは完了後適法な支払請求書を提出した日から40日以内とする。

年 月 日

支出負担行為担当官
防衛大学校総務部長

殿

住 所
会 社 名
代表者名
連 絡 先